

1. 特別養護老人ホーム <サービス利用料金（1日あたり）>

(令和4年10月1日改訂)

	ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用基本単価	573円	641円	712円	780円	847円
2	看護体制加算	4円	4円	4円	4円	4円
3	夜勤職員配置加算	13円	13円	13円	13円	13円
4	日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
5	介護職員処遇改善加算	52円	58円	63円	69円	75円
6	介護職員等特定処遇改善加算	17円	19円	21円	22円	24円
7	介護職員等ベースアップ等支援加算	10円	11円	12円	13円	14円
8	1日に係るサービス合計	705円	782円	861円	937円	1,013円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額とは別途に300円～1,600円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により0円～855円となります。

9	褥瘡マネジメント加算	3円	1ヶ月で3円が適時加算されます。3ヶ月に1回を限度。			
10	初期加算	30円	適時加算されます。最大30日間。			
11	外泊時加算	246円	適時加算されます。月最大6日間。			
12	経口維持加算 I/II	400円/100円	1ヶ月で400円または100円が適時加算されます。			
13	経口移行加算	28円	適時加算されます。			
14	口腔衛生管理加算 I/II	90円/110円	1ヶ月で90円または110円が適時加算されます。			
15	療養食加算	1回 6円 (1日 18円)	適時加算されます。(現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合)			
16	再入所時栄養連携加算	200円	1人につき1回限り、適時加算されます。			
17	看取り介護加算 I/II	72円～1,580円	適時加算されます。(死亡日45日前から算定)			
18	若年性認知症入所者受入加算	120円	適時加算されます。			
19	排泄支援加算 I/II/III/IV	10円/15円/20円/100円	1ヶ月で10円/15円/20円/100円が適時加算されます。			
20	自立支援促進加算	300円	1ヶ月で300円が適時加算されます。			
21	科学的介護促進体制加算	50円	1ヶ月で50円が適時加算されます。			
22	安全対策体制加算	20円	適時加算されます。			
23	ADL維持等加算 I/II	30円/60円	1ヶ月で30円/60円が適時加算されます。			

※9～23についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算 8.3%及び
介護職員等特定処遇改善加算 2.7%及び
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は2～3割になります。(上記料金表は1割負担の金額です。)市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。

1. ショートステイ <サービス利用料金（1日あたり）>

（令和4年10月1日改訂）

	ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	サービス利用基本単価	446 円	555 円	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
2	夜勤職員配置加算			13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
3	サービス提供体制強化加算	22 円	22 円	22 円	22 円	22 円	22 円	22 円
4	介護職員処遇改善加算	39 円	48 円	52 円	58 円	64 円	70 円	75 円
5	介護職員等特定処遇改善加算	13 円	16 円	17 円	19 円	21 円	23 円	25 円
6	介護職員等ベースアップ等支援加算	7 円	9 円	10 円	11 円	12 円	13 円	15 円
7	1日に係るサービス合計	527 円	650 円	710 円	788 円	869 円	947 円	1,024 円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額とは別途に 300 円～1,600 円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により 0 円～855 円となります。

8	送迎加算	184 円	片道ごとに適時加算されます。	
9	若年性認知症利用者受入加算	120 円	適時加算されます。	
10	療養食加算	1 回 8 円 (1 日 24 円)	適時加算されます。（現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合）	
11	緊急短期入所受入加算	90 円	受入日から 7 日間、止むを得ない事情では最大 14 日間	
12	長期利用者提供減算	△30 円	同一施設の利用が連続 30 日を超える場合 31 日目以降は減算	

※8～12 についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算 8.3%及び
介護職員等特定処遇改善加算 2.7%及び
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は 2～3 割になります。（上記料金表は 1 割負担の金額です。）市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。